



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

<b>規 則</b>	
○ 沖縄県立農業大学校規則の一部を改正する規則（営農支援課）	1
<b>告 示</b>	
○ 沖縄県私立学校運営費補助金交付規程の一部を改正する告示（総務私学課）	3
○ 歳入の徴収の事務の委託（地域・離島課）	4
○ 歳入の収納の事務の委託（地域・離島課）	4
○ 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の指定（福祉政策課）	5
○ 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の事業の廃止の届出（福祉政策課）	5
○ 県営土地改良事業変更計画の決定（村づくり計画課）	5
○ 民有保安林の指定の解除・2件（森林管理課）	5
○ 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課）	6
○ 事業の認定（用地課）	6
○ 都市計画事業の変更の認可（道路街路課）	8
○ 県道の供用の開始（道路管理課）	8
○ 都市計画の変更・3件（都市計画・モノレール課）	8
○ 建築基準法に基づく道路の指定・2件（建築指導課）	9
○ 建築基準法に基づく道路の指定の廃止・3件（中部土木事務所）	9
○ 建築基準法に基づく道路の指定の廃止・2件（南部土木事務所）	10
<b>公 告</b>	
○ 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）	11
<b>正 誤</b>	
○ 平成27年12月25日付け公報定期第4407号中訂正	11

## 規 則

沖縄県立農業大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月11日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 沖縄県規則第4号

#### 沖縄県立農業大学校規則の一部を改正する規則

沖縄県立農業大学校規則（昭和59年沖縄県規則第54号）の一部を次のように改正する。

第13号様式を次のように改める。

#### 第13号様式（第22条関係）

割		卒
印	右 は 本	校 印
	年	

第 号	沖繩県立農業大学校長	月 日	校 科	業 証 書	氏 名	年 月 日 生
	氏 名		課程を卒業したのでこれを証する			
	印					

第15号様式を次のように改める。

第15号様式（第28条関係）

第 号	沖繩県立農業大学校長	年 月 日	校 印	修 了 証 書	氏 名	年 月 日 生
	氏 名		右は本校 研修を修了したのでこれを証する			
	印					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第135号

沖縄県私立学校運営費補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年 3月11日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県私立学校運営費補助金交付規程の一部を改正する告示

沖縄県私立学校運営費補助金交付規程（昭和56年沖縄県告示第473号）の一部を次のように改正する。

第1条中「私立の幼稚園、小学校中学校及び高等学校」を「私立学校法（昭和24年法律第270号）第2条第3項に規定する私立学校」に改める。

第3条第2号中「財団法人沖縄県私学教育振興会」を「一般財団法人沖縄県私学教育振興会」に改める。第8条を次のように改める。

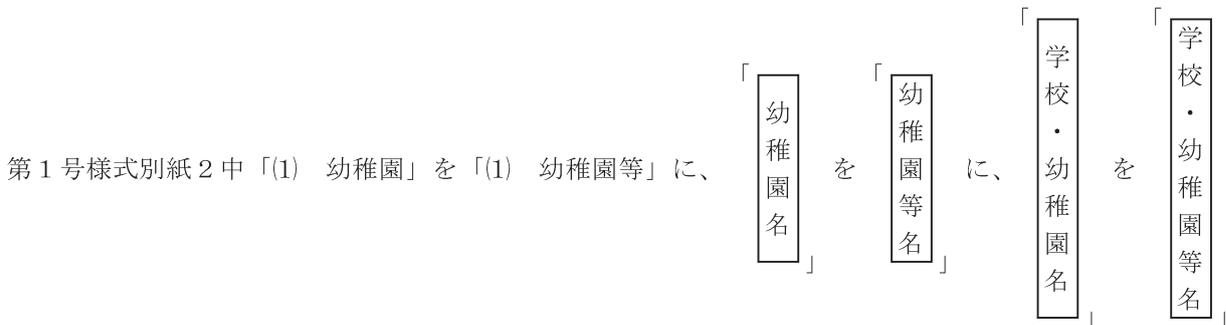
（遂行状況報告）

第8条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の遂行状況について、私立学校運営費補助事業遂行状況報告書（第4号様式）の提出を求めることができる。

附則第2項中「設置する者」の次に「、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「認定こども園法一部改正法」という。）附則第3条第2項に規定するみなし幼保連携型認定こども園を設置する者（学校法人及び社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）を除く。）及び認定こども園法一部改正法附則第4条第1項の規定により幼保連携型認定こども園を設置する者」を加え、「幼稚園の設置者」を「幼稚園等の設置者」に改め、「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第15条に規定する認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園を設置する社会福祉法人」を削る。

附則第3項中「幼稚園の設置者」を「幼稚園等の設置者」に改め、「係る幼稚園」の次に「又は幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）」を加え、「当該幼稚園」を「当該幼稚園等」に改める。

附則第4項中「幼稚園が」を「幼稚園等が」に、「当該幼稚園」を「当該幼稚園等」に改める。



に、「学校（幼稚園）」を「学校（幼稚園等）」に改める。

第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第8条関係）

第 年 月 日

沖縄県知事 殿

所在地  
学校法人名  
理事長名 印  
(個人等にあつては、設置者名及び代表者名)

年度私立学校運営費補助事業遂行状況報告書

沖縄県私立学校運営費補助金交付規程第8条の規定に基づき、 年度私立学校運営費補助事業の遂行

状況について、下記のとおり提出します。

記

支出実績額

単位：円

学 校 名	月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
	費目	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
	人 件 費													
	教育研究経費													
	管 理 経 費													
	設 備 費													
	計													
	人 件 費													
	教育研究経費													
	管 理 経 費													
	設 備 費													
	計													

(注) 教育研究経費及び管理経費を経費として総括している場合は、教育研究経費の欄に記入すること。  
 附則様式中「幼稚園名」を「幼稚園等名」に改める。

附 則

この告示は、平成28年3月11日から施行し、改正後の沖縄県私立学校運営費補助金交付規程の規定は、平成27年度予算に係る補助金から適用する。

沖縄県告示第136号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成28年3月11日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 委託した徴収事務 地域総合整備資金の貸付けに係る償還金の徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
  - (1) 名称 一般財団法人地域総合整備財団
  - (2) 所在地 東京都千代田区麴町4丁目8番1号
- 3 委託期間 平成28年2月26日から平成29年2月25日まで

沖縄県告示第137号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成28年3月11日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 委託した収納事務 地域総合整備資金の貸付けに係る償還金、遅延利息及び繰上償還金の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
  - (1) 名称 一般財団法人地域総合整備財団
  - (2) 所在地 東京都千代田区麹町4丁目8番1号
- 3 委託期間 平成28年2月26日から平成29年2月25日まで

**沖縄県告示第138号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。  
平成28年3月11日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

指定施術機関の名称（施術者の氏名）	指定施術機関の所在地	指定年月日
まかな整骨院（文元康二）	金武町字屋嘉23番地	平成28年2月9日

**沖縄県告示第139号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成28年3月11日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

指定施術機関の名称（施術者の氏名）	指定施術機関の所在地	廃止年月日
こりこり鍼灸整骨院（伊徳生子）	宜野湾市真栄原二丁目10番3-1号	平成28年1月1日
CHRISTはりきゅう整骨院（山田明樹）	嘉手納町字嘉手納51番地3	平成28年1月31日
うまんちゅ整骨院（伊禮茂）	読谷村字大湾549番地4 102号室	平成28年2月1日

**沖縄県告示第140号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、洲鎌地区県営土地改良事業（区画整理）変更計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年3月11日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成28年3月14日から同年4月11日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る変更計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

**沖縄県告示第141号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。  
平成28年3月11日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除に係る保安林の所在場所 南城市玉城字志堅原川之上原172番、字志堅原金切原464番1、466番1から466番3まで、474番1、474番2
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

#### 沖縄県告示第142号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。  
平成28年3月11日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除に係る保安林の所在場所 南城市玉城字志堅原金切原464番2、464番3
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

#### 沖縄県告示第143号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成28年3月11日から同月25日まで浦添宜野湾漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成28年3月11日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 発起人の住所及び氏名 宜野湾市新城二丁目36番1-203号普天間アパートB 山城剛、浦添市内間四丁目13番11号1F 伊豆味俊一
- 2 加入区 浦添加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 浦添宜野湾漁業協同組合

#### 沖縄県告示第144号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成28年3月11日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 起業者の名称 宜野湾市
- 2 事業の種類 長田地区コミュニティ供用施設及び児童館建設事業
- 3 起業地

- (1) 収用の部分 沖縄県宜野湾市長田三丁目地内
- (2) 使用の部分 なし

#### 4 事業の認定をした理由

##### (1) 法第20条第1号の要件への適合性について

長田地区コミュニティ供用施設及び児童館建設事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である宜野湾市が事業主体となって、起業地内に、集会室、学習室兼調理実習室、会議室等が併設された長田地区コミュニティ供用施設を整備し、同施設の2階に学童クラブ室、多目的ホール及び図書室が併設された長田地区児童館を建設する事業であるところ、同コミュニティ供用施設は法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設に該当し、同児童館は法第3条第23号に掲げる社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業の用に供する施設に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

##### (2) 法第20条第2号の要件への適合性について

宜野湾市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、本件事業の実施に必要な財政措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## (3) 法第20条第3号の要件への適合性について

## ア 事業の施行により得られる公共の利益について

長田区自治会事務所（以下「自治会事務所」という。）は、長田地域の自治会の活動拠点として、地域の防犯活動、交通安全の指導、高齢者に対するデイサービス事業等を行い、地域行政における重要な役割を果たしてきた。また、自治会事務所は、緊急災害時における周辺住民の避難所として指定されており、地域に必要不可欠なものである。しかし、自治会事務所として長年利用してきた建物は、老朽化が進んでいることや建物面積が狭あいであることから、自治会の活動拠点及び緊急災害時の避難所としての機能を十分に果たせない状況となっている。

このような状況に対応するため、長田地区コミュニティ供用施設建設事業は、「第三次宜野湾市総合計画基本構想・後期基本計画」に基づき計画されたものであり、平常時は一般市民の教養の向上及び健康増進に供する施設として、また、緊急災害時は周辺住民の避難所としての機能を備えたコミュニティ供用施設を建設するものである。長田地区コミュニティ供用施設建設事業の施行によって、自治会の活動拠点及び周辺住民の避難所が新たに整備されるため、地域コミュニティの活性化及び緊急災害時の周辺住民の安全の確保に資することが見込める。

一方、宜野湾市においては、「宜野湾市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、1小学校区に1児童館の整備をすることとしているが、長田小学校区には児童館が整備されていないため、長田区における児童館の整備も喫緊の課題となっている。

このような状況に対応するため、長田地区児童館建設事業は計画されたものであり、同事業の施行によって、児童の放課後等の居場所づくり等、児童の健全育成に向けた活動の場の充実が図られる。さらに、同児童館も緊急災害時は、周辺住民の防災拠点・避難場所としての機能を併せ持つこととなる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地内に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定された動植物は確認されていないが、確認された場合には各関係部署と十分な調整を行うとともに、各関連法に基づき適切な措置を講ずるとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、本件事業に必要な面積が確保できること、児童の居場所づくりのための環境として適切であること、自然災害に対して安全性の確保ができる場所であること等の観点から3案を比較検討した結果、最も合理的な案を採用している。

したがって、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## (4) 法第20条第4号の要件への適合性について

## ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、「第三次宜野湾市総合計画基本構想・後期基本計画」及び「宜野湾市子ども・子育て支援事業計画」に基づいた事業であり、地域の住民からも建設についての強い要望があることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

## イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業に半永久的に供される範囲であることから、収用の範囲の別についても合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## (5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足しているため、事業の認定を行うもの

である。

- 5 起業地を表示する図面の縦覧場所 宜野湾市市民経済部市民生活課

---

#### 沖縄県告示第145号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成19年沖縄県告示第355号で認可した石垣都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年 3月11日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 石垣市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 石垣都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・5・19号二中北通り線
- 3 事業施行期間 平成19年5月22日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

---

#### 沖縄県告示第146号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県八重山土木事務所において、平成28年3月11日から同月24日まで一般の縦覧に供する。

平成28年 3月11日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 路線名 川平高屋線
- 2 供用開始の区間 石垣市字川平827番24から石垣市字川平917番1まで
- 3 供用開始の期日 平成28年 3月11日

---

#### 沖縄県告示第147号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、中部広域都市計画臨港地区を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成28年 3月11日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 中城湾港新港臨港地区
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
  - (1) 追加する部分 うるま市洲崎及び勝連南風原
  - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及びうるま市都市計画部都市計画課

---

#### 沖縄県告示第148号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成28年 3月11日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3・4・2号国道329号
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域

- (1) 追加する部分 那覇市古波蔵1丁目及び古波蔵2丁目
  - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び那覇市都市計画部都市計画課
- 

**沖縄県告示第149号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、宮古都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成28年3月11日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3・4・5号マクラム通り線及び3・6・1号平良与那覇線
  - 2 都市計画の変更に係る土地の区域
    - (1) 追加する部分 宮古島市平良字下里
    - (2) 削除する部分 宮古島市平良字下里
  - 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び宮古島市建設部都市計画課
- 

**沖縄県告示第150号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

平成28年3月11日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第4号の規定による道路
  - 2 指定の年月日 平成28年2月26日
  - 3 指定に係る道路の位置 北中城村字仲順西瀬川原549番2、550番2、551番1、551番2及び554番2
  - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
    - (1) 延長 47.80メートル
    - (2) 幅員 6.00メートル
- 

**沖縄県告示第151号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

平成28年3月11日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第4号の規定による道路
  - 2 指定の年月日 平成28年2月26日
  - 3 指定に係る道路の位置 北中城村字仲順上原742番、743番1、743番2、744番、745番、768番、770番及び771番並びに字仲順西瀬川原551番2及び551番2地先の里道
  - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
    - (1) 延長 227.83メートル
    - (2) 幅員 6.00メートル
- 

**沖縄県告示第152号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路の指定を次のとおり廃止した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

平成28年3月11日

沖縄県中部土木事務所長 嘉 手 納 良 文

- 1 廃止に係る道路の種類 建築基準法第42条第2項の規定による道路
- 2 廃止の年月日 平成27年8月21日

3 廃止に係る道路の位置 読谷村字座喜味東座喜味原12番地先里道

4 廃止に係る道路の延長及び幅員

(1) 延長 30.00メートル

(2) 幅員 2.05メートル～3.66メートル

#### 沖縄県告示第153号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路の指定を次のとおり廃止した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

平成28年 3月11日

沖縄県中部土木事務所長 嘉 手 納 良 文

1 廃止に係る道路の種類 建築基準法第42条第2項の規定による道路

2 廃止の年月日 平成27年10月19日

3 廃止に係る道路の位置 読谷村字古堅差門原867番8

4 廃止に係る道路の延長及び幅員

(1) 延長 17.516メートル

(2) 幅員 3.42メートル～3.43メートル

#### 沖縄県告示第154号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路の指定を次のとおり廃止した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

平成28年 3月11日

沖縄県中部土木事務所長 嘉 手 納 良 文

1 廃止に係る道路の種類 建築基準法第42条第2項の規定による道路

2 廃止の年月日 平成27年10月19日

3 廃止に係る道路の位置 読谷村字古堅差門原867番12

4 廃止に係る道路の延長及び幅員

(1) 延長 17.183メートル

(2) 幅員 2.75メートル～2.82メートル

#### 沖縄県告示第155号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路の指定を次のとおり廃止した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

平成28年 3月11日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

1 廃止に係る道路の種類 建築基準法第42条第2項の規定による道路

2 廃止の年月日 平成27年10月9日

3 廃止に係る道路の位置 八重瀬町字志多伯146番地先里道

4 廃止に係る道路の延長及び幅員

(1) 延長 56.5メートル

(2) 幅員 2.8メートル～3.5メートル

#### 沖縄県告示第156号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路の指定を次のとおり廃止した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

平成28年 3月11日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

1 廃止に係る道路の種類 建築基準法第42条第2項の規定による道路

2 廃止の年月日 平成27年12月7日

- 3 廃止に係る道路の位置 南風原町字喜屋武376番1及び375番1地先里道
- 4 廃止に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 6.27メートル
  - (2) 幅員 2.3メートル

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年3月11日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年10月23日 沖縄県指令土第1129号、平成27年12月10日 沖縄県指令土第926号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 浦添市字前田578番ほか5筆（浦添南第一土地区画整理事業141街区11-2画地、141街区11-6画地及び141街区11-8画地）
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 種類 道路及び下水道
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市旭町114番地7 沖縄県土地開発公社 理事長 東樹開
- 5 検査済証番号 平成28年3月2日 第4275号
- 6 工事完了年月日 平成27年8月15日

## 正 誤

平成27年12月25日付け公報定期第4407号掲載の「知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則（沖縄県規則第71号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
2	下から1	保有特定個人情報訂正請求書	保有個人情報訂正請求書

発 行 所  
沖 縄 県 総 務 部  
総務私学課  
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 ちとせ印刷  
〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号